

提携教育ローン規制緩和要望について

～割賦販売法の適用除外、または一部適用除外の検討

2015年3月16日

産業構造審議会 商務流通情報分科会

割 賦 販 売 小 委 員 会

都銀懇話会

規制緩和要望の背景

- 平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。
- 一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援（奨学金等で補えない対象者への補助）の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。



都銀懇話会では内閣府に本規制緩和を要望している。

過去の規制緩和要望と経済産業省の見解

- (a) 大学等との提携による教育ローン、および(b)リフォームローンを割賦販売法の規制対象外とする。



経済産業省の見解

- 本提案のうち①教育ローンについては、これを割賦販売法の適用除外とした場合、割賦販売法に基づく消費者を保護するための民事ルール(期限の利益の喪失、抗弁の申出、損害賠償額の制限等に関する規定)が適用されなくなるため、教育ローンに係る消費者との間で生じているトラブルの実態及び消費者の延滞状況等を踏まえた上で、検討を行ってまいります。

適用除外の可否に関する視点

割賦販売小委員会における検討事項(案)より

- ① 他法令で同一の規制が課せられているか。
- ② ローン対象となる事業の許認可が他法令により課せられているか。
- ③ 割賦販売法が果たすべき規制目的が他法令により実質的に充足されているか。
- ④ 除外の義務の範囲について、個別具体的に検討しているか。



銀行に関しては、上記②の視点は満たしている(銀行法による規制)。そこで、以下、上記①、③及び④の視点を踏まえ個別に検討する。

割賦販売法上の主な規制及びこれに代替する考え方

	割販法に代替する考え方
1) 書面交付	特定商取引法の取引類型を <u>適用除外の対象としない</u> ことで、書面交付が必要な契約形態はなくなる
2) 加盟店管理	特定継続的役務提供契約を <u>適用除外の対象としない</u> ことで、実効性は確保できる
3) 過剰与信の防止	銀行法・金融庁監督指針
4) 苦情処理体制	金融ADR制度、銀行法・金融庁監督指針
5) 情報管理体制	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(金融庁)、銀行法・金融庁監督指針
6) 委託先管理体制	銀行法・金融庁監督指針
7) 民事ルールの適用	
①遅延損害金利率	銀行法・金融庁監督指針
②20日前催告	銀行法・金融庁監督指針
③支払停止の抗弁	<u>適用除外の対象としない</u> ことで実効性は確保できる

1) 書面交付について

- 書面交付は、特定商取引法にて定められた取引類型を営む加盟店(事業者)と提携している個別信用購入あっせん業者に対し、課せられた義務。
- 特定商取引法に定める取引類型は、特に消費者トラブルが生じやすい取引(販売)形態であり、割賦販売法による規制は必須。
- よって、提携教育ローンの適用除外を検討するには、特定商取引法にて定められた取引類型を適用除外としないことが考えられる。

2) 加盟店管理について

① 学校提携の特色

- 学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強い。
- 学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に“入学金の返還は不要だが、授業料等の返還は原則必要”との最高裁判決が出ており、返還を要するものと要しないものの整理が行われていることを鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的。



**消費者被害は、特定継続的役務提供契約
を行なう事業者が中心となっている。**

2) 加盟店管理について

② 学校の分類(ご参考)

一条校	専修学校	各種学校	省庁大学校
幼稚園 小学校 中学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 特別支援学校 大学 (短大、大学院を含む)	専門学校 専修学校 高等専修学校	予備校 服飾 料理 看護 事務 語学 ほか	防衛大学校 警察大学校 自治大学校 水産大学校 気象大学校 ほか
特商法懸念なし	特商法懸念なし	特商法懸念あり 特定継続的役務提供契約 *語学学校、塾、等	特商法懸念なし
学校教育法1条	学校教育法124条	学校教育法134条	学校教育法以外の法

2) 加盟店管理について

③まとめ

- 特定商取引法の取引類型に該当する学校は、特定継続的役務提供契約にて定められている。
 - ✓ 語学教室
 - ✓ 学習塾(現役生向け予備校)
 - ✓ パソコン教室
- よって特定商取引法の取引類型のうち、特定継続的役務提供契約を適用除外としない、とすることで消費者被害を防ぐことが可能。



さらに、特定商取引法の取引類型すべてを適用除外としない、とすれば万全な対策。

3) 過剰与信の防止について

- 銀行は、金融庁による銀行法および主要行向けの総合的な監督指針等により、適正な与信運営管理をするよう求められていることから、実態的に割賦販売法の規制と同等の規制効果がある。
- 割賦販売法では、多重債務となる可能性と消費者利便性維持の観点から、申込者の保護に支障を生ずることがない場合に、個別支払可能見込額を超える契約の締結を例外的に許容している。
- 教育資金は、割賦販売法施行規則第74条第1項第3号の例外規定があることから、申込者の事情によって、支払い可能見込額を超える契約を締結しても、過剰与信とはならない。

4) 苦情処理体制について

- 苦情処理体制については、金融庁により銀行法および主要行向けの総合的な監督指針等が定められている。
- また、金融分野における裁判外紛争解決制度として、金融ADR制度が設けられており、銀行業界では、一般社団法人全国銀行協会が指定を受けている。
- これらのことから、実態的に割賦販売法の規制と同等の規制効果がある。

5) 情報管理体制について

- 個人情報保護法の体系において、金融機関では「個人情報保護に関する法律(同法施行令を含む)」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」が定められている。
- また、銀行法等の業法の体系では、業法の施行規則において、①個人顧客情報の安全管理措置等、②返済能力情報の取扱い、③特別の非公開情報の取扱いが定められており、銀行は「主要行向けの総合的な監督指針」を遵守している。
- これらのことから、実態的に割賦販売法の規制と同等の規制効果がある。

6) 委託先管理について

- 委託先については、金融庁により主要行向けの総合的な監督指針等が定められている。
- また、昨今の情報漏洩事案等に起因する委託先の管理面における諸問題についても、前述の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に基づき、金融庁による監督が行なわれている。
- これらのことから、実態的に割賦販売法の規制と同等の規制効果がある。

7) 民事ルール of 適用

① 遅延損害金利率の6.0%適用

- 現在、銀行の商品は提携教育ローン(割賦販売法規制対象)と非提携教育ローン(割賦販売法規制対象外)が並存しており、契約者が両方の商品を利用している場合に、2種類の遅延損害金体系で契約している。消費者の誤認・誤解を防止する観点では、適用除外とすることが望ましい。
 - ✓ 適用除外とする場合には、割賦販売法改正以前の契約には遡及しないことを定めておく必要がある。
- なお、消費者保護の観点から適用除外としない、と整理された場合には止むを得ないと考える。

7) 民事ルール of 適用

②20日前催告

- 現在、銀行の商品は提携教育ローン(割賦販売法規制対象)と非提携教育ローン(割賦販売法規制対象外)が並存しており、契約者が両方の商品を利用している場合に、2種類の督促が行なわれている。消費者側の失期の時期等の誤認・誤解を防止する観点では、適用除外とすることが望ましい。
- なお、消費者保護の観点から適用除外としない、と整理された場合には止むを得ないと考える。

7) 民事ルール of 適用

③-1 支払停止の抗弁権接続

- 学費については、一般的に、支払いをした年度の講義を受講できる権利であり、特定の授業を受けられることを保証したのではないから、抗弁をするトラブルが発生するケースは稀であると考ええる(学校の破綻、講師のストライキ等)。
※なお、学校法人等の破綻については、文部科学省による監督も為されるものと考えている。
- 消費者保護の観点(消費者が事業者(学校等)と対等に交渉することが困難である点)から、適用除外としないと整理された場合には止むを得ないと考える。

7) 民事ルール of 適用

③-2 支払停止の抗弁権を適用除外としない場合の検討事項

- 個別信用購入あっせん業者ではなくなった事業者に対しては、指定信用情報機関への情報登録を義務化することで、実効性が確保できる。
 - ✓ 基礎特定信用情報の提供項目には、「支払停止の抗弁の有無」という項目がある。
- 信用情報機関は、同機関の会則等により加盟会社に対して監督・指導する権限を有するため、個別信用購入あっせん業者ではない事業者に対し、経済産業省の監督指針を遵守させる効果を得ることができる。

7) 民事ルール of 適用

③-3 指定信用情報機関を利用させる場合の留意事項

- 指定信用情報機関に加盟した場合、通常、個人信用情報を照会・取得することができる。
- 他方、個別信用購入あっせん業者ではない者が信用情報照会を取得することは、基礎特定信用情報の目的外利用に抵触する。
- このことから、個別信用購入あっせん業者ではない者に対しては、基礎特定信用情報の登録のみに限定させ、信用照会の取得を禁ずる必要がある。

まとめ

- 以上のことから、提携教育ローンの適用除外を検討するにあたり、一部の法令について適用除外の対象としないことで、規制緩和を実現することができる。
 - ✓ 特定商取引法の取引類型(または特定継続的役務提供個人契約)に係る契約形態
 - ✓ 民事ルールに関する条項
- 提携教育ローンは、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、また規制緩和により、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負荷・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能であると考ええる。